

Q 17. 普通解雇とはどのような解雇をいいますか？

普通解雇（狭義）とは、能力不足、勤務態度不良、業務命令違反等、労働者に責任のある事由による解雇のことをいいます。

普通解雇（広義）は、普通解雇（狭義）に整理解雇（使用者側の経営上の理由による解雇）を加えたものをいうのが一般的です。

普通解雇（広義）＝普通解雇（狭義）＋整理解雇